

## 第56回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2017年（平成29年）12月19日（火）16時～18時

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 井田 香奈子（朝日新聞大阪本社社会部次長）  
委員 清原 慶子（三鷹市長）  
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）  
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）  
松永 真理（セイコーエプソン株式会社社外取締役）  
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）  
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）  
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）  
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）  
駒崎 弘樹（認定NPO法人フローレンス代表理事、新公益連盟代表理事）

（日弁連）

会長 中本 和洋  
副会長 瀧上 玲子、小川 達雄、加藤 裕  
事務総長 出井 直樹  
事務次長 道 あゆみ、二川 裕之、近藤 健太、五十嵐 康之、高崎 玄太郎、  
小町谷 育子、添田 真一  
広報室室長 佐内 俊之

（説明協力者）

元東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長、性暴力救援センター協力弁護士 寺町 東子（社会福祉士）  
法テラス東京法律事務所所属弁護士 太田 晃弘（社会福祉士・精神保健福祉士）  
子どもの権利委員会少年法・裁判員裁判対策チーム座長 金矢 拓  
子どもの権利委員会幹事 斎藤 義房

以上 敬称略

### 1 開会

(道事務次長)

それでは、定刻を過ぎておりますので、まだ若干お見えでない委員の先生方いらっしゃいますけれども、第56回日本弁護士連合会市民会議を始めさせていただきたいと思います。

本日から、この市民会議に御参加をいただきます3名の新しい委員の方がいらっしゃいます。私から簡単に御紹介をさせていただきますが、まずは、逢見直人委員でいらっしゃいます。日本労働組合総連合会会長代行でいらっしゃいます。よろしくお願ひ申し上げます。一言御挨拶お願ひいたします。

(逢見委員)

御紹介いただきました、連合で会長代行を務めております逢見と申します。新たに10月から専従会長代行という職務をつくりまして、それまで事務局長だったのですが、新設のポストに就きました。こちらの市民会議は連合会長が前任をやっていたのですが、なかなか時間も割けないということがありまして、代行ポストが担うことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(道事務次長)

続きまして、河野康子委員でいらっしゃいます。河野康子委員は、一般財団法人日本消費者協会の理事でいらっしゃいまして、NPO法人消費者スマイル基金の事務局長も務めておられます。一言御挨拶をお願ひいたします。

(河野委員)

皆様こんにちは。市民会議にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。前任の長見が私が今所属している日本消費者協会の会長でございまして、長見から、河野行ってこいと言われて、ここに参った次第でございます。

私自身は、全国消費者団体連絡会という消費者団体に5年ほど在籍しておりまして、消費者の立場から様々な法整備が整っていく中で、私たちからのお願ひを社会に向けて発信してきたところでございます。

社会が大きく変換する中で、社会秩序を支えてくださっている弁護士の皆様、それから司法の在りようについて、消費者の立場から意見を言わせていただくということで、大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(道事務次長)

ありがとうございました。駒崎弘樹委員にも本日から御参加をいただくのですが、少し遅れてお見えになりますので、その際にまた御挨拶をさせていただきたいと思います。

さて、新委員の方もいらっしゃいますので、改めてこの市民会議でございますが、ホームページ等で広くオープンにするということを予定いたしまして開催をしております。したがって、御発言の内容もそうなのですが、撮影をさせていただきますので、場合によってはお顔も含めてホームページ、あるいは「今週の会長」という欄に掲載をされるということになります。御了解をいただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

御説明続きまして、配布資料でございますが、事前に御送付申し上げております本日の次第と、少し厚めの議題1、議題2、両方にまたがりますこういった事前配布資料の束をお手元に御用意いただいているかと思いますが、お持ちでない方は、一言お声がけをいただければと存じます。

それと、本日お手元に当日配布資料ということで、ピンク色の次第の差替えと、あと薄めでございます全12ページの配布資料がお手元にあるかと思っております。こちら双方を御確認いただければと思っております。資料の御確認をいただきましたら、いつもどおり北川議長にこの後の進行をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

## 2 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、委員の皆様、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。本日、村木厚子委員が残念ながら所用のために御欠席でございます。駒崎委員は少し遅れていらっしゃる予定でございます。お見えになりましたら、御挨拶をいただきたいと思っております。

(道事務次長)

大変失礼しました。私、失念しておりまして、こちら側の参加者の紹介が抜けておりましたので、失礼しました。お願いいたします。

## 3 中本和洋日弁連会長挨拶

(北川議長)

それでは、皆さんに御挨拶をいただくわけですが、こちらの順序としては、中本会長から御挨拶いただいて、御紹介ということでよろしいですね。よろしく申し上げます。

(中本会長)

皆さん、こんにちは。会長をしております中本和洋です。よろしくお願い申し上げます。いよいよ年末の差し迫ったこの忙しいところ、市民会議の委員の皆様方には、第56回の市民会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の市民会議は9月でございましたので、その後の日弁連の活動について、簡単に御説明をさせていただきます。

今年は、日本において法曹関係者、法律家の国際会議がかなり頻繁に開かれました。その中でも目玉としては、9月18日から開かれましたローエイシア東京大会というのが、これが大変盛大に4日間にわたりまして、40の国・地方から1,600人を超える法曹関係者が参加しまして、30のセッションについて充実した討議・検討会議が行われました。

その他にもA I J Aといって45歳以下の法曹の方の世界の会議だとか、あるいは国際知財司法シンポジウムであるとか、頻繁に国際会議が開かれました。

それから、皆さん御承知のとおり、10月には衆議院議員総選挙が行われまして、その結果与党

が引き続き政権を担うことになりました。おそらく来年の国会では、憲法改正問題が議論されるのではないかと考えております。

とりわけ、9条改正問題につきましては、もう既に自民党から第1案、第2案とかというものが出ておりますので、これについて我々法律家団体としても、国民の皆様の判断資料として何らかの情報を提供する必要があるのではないかと考えております。現在9条加憲については、積極・消極双方の立場から、その立法事実であるとか、あるいはその法律解釈であるとか、それから改正案が成立したときに、どのような状況が想定されるかなど、あらゆる角度から検討を加えておりまして、かなり分厚い検討資料が既に日弁連の理事会で配布されまして、それぞれ各弁護士会弁護士会に、その検討材料としてこれを送っております。各弁護士会では、そういう資料を基にいろいろな角度から検討されてくるものと思います。

この12月、1月、2月には、理事会で、各地の弁護士会で議論されたことを持ち寄って、更にもどのような対応をするかを今検討しているところでございます。

それから、12月8日に日弁連臨時総会を開催いたしまして、目玉は新聞報道でもなされておりますけれども、日弁連の副会長枠を2人増やして、実は今13人いるのですが、これを2人増やして15名として、そのうち2名以上を女性から選任するという、いわゆるクォータ制、割当制度というのを導入いたしました。これは日本における男女共同参画の推進の旗頭になりたいのですが、せめて女性副会長を毎年2名以上選任するということが決議されました。

我々中本執行部も、残る任期がもう3か月余になってまいりましたけれども、先ほど述べました平和と人権を守る取組であるとか、あるいは民事、刑事の司法改革、それからロースクールを中心とする法曹養成改革問題が、今議論されております。

それから、我々の活動範囲を広げ、拡大する、あるいは業務を拡大するという活動も大変重要な問題となっております。このような課題に全力を尽くしていきたいと思っております。引き続き、皆様方には御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日のテーマですが、2つございまして、1つ目は福祉分野における弁護士の活動、2つ目は少年法、これは年齢引下げを予定しております。いずれもこのテーマは、既に法制審議会や、あるいは政府において取組が始まっております大変重要な課題となっておりますので、本日はどうかよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは出井総長から順番に左回りで自己紹介を簡単をお願いします。

(出井事務総長)

事務総長の出井でございます。よろしくお願いいたします。

(小川副会長)

副会長の小川でございます。所属は京都弁護士会でございます。よろしくお願いいたします。

(太田弁護士)

弁護士の方の太田といいます。よろしくお願いします。

(寺町弁護士)

弁護士の寺町です。よろしくお願いします。

(添田事務次長)

事務次長の添田と申します。

(佐内広報室長)

広報室室長の佐内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(淵上副会長)

市民会議担当の淵上でございます。よろしくお願いいたします。

(道事務次長)

事務次長の道でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(二川事務次長)

事務次長の二川でございます。よろしくお願いいたします。

(近藤事務次長)

事務次長の近藤でございます。よろしくお願いします。

(五十嵐事務次長)

事務次長の五十嵐でございます。次回からこの市民会議担当になるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

(高崎事務次長)

事務次長の高崎でございます。どうぞよろしくお願いします。

(小町谷事務次長)

事務次長の小町谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

#### 4 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは早速、議事録の署名人を指名でお願いしたいと思いますが、中川委員と湯浅委員を指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは御両名の方、よろしくお願いいたします。

#### 5 議事

(北川議長)

それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。お手元に配布されている議題のとおり、進めさせていただきますので御了解いただきたいと思います。

## 議題① 福祉分野における弁護士の活動について

(北川議長)

第1の議題として、「福祉分野における弁護士の活動について」を検討していきたいと思います。まず、淵上玲子副会長、社会福祉士で元東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長、性暴力救援センター協力弁護士の寺町東子弁護士、社会福祉士・精神保健福祉士で法テラス東京法律事務所所属の太田晃弘弁護士に御説明をお願いしたいと思っております。それでは、淵上副会長からよろしくお願いいたします。

(淵上副会長)

私は、お二人を御紹介するということで、最初に発言させていただきたいと思います。

お二人とも東京弁護士会所属でございますが、寺町東子弁護士は、東京弁護士会が初めて設立をいたしました東京パブリック法律事務所で勤務され、当時から福祉分野における弁護士としての活動ということに取り組んでこられました。また、当会の高齢者の委員会の委員長も長くされておられまして、東京弁護士会における高齢者・障害者問題の本当にトップランナーという方でございます。

また、太田晃弘弁護士は、現在、法テラス東京法律事務所の所長をされておられます。パブリック法律事務所の御出身でもございます。それで、法テラスのスタッフ弁護士としては1期生でございまして、岐阜の可児に赴任されていたころから、いわゆる高齢者・障害者に対する活動をするためには、やはりスタッフ弁護士においては福祉との連携が必要であるということで、司法ソーシャルワークという言葉をつくられた方でございます。まさに、スタッフ弁護士としてのトップランナーということで、お二人を本日お招きをして、皆様にお話を聞いていただきたいと思いますと思ひまして、お忙しい中来ていただいております。よろしくお願いいたします。

(北川議長)

では、お二人から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(太田弁護士)

弁護士の太田といいます。私からは10分ほどお時間をいただいて、このスライドを使ってお話をさせていただきますが、このスライドの中身は、後ほど配布させていただきますので、メモ等も不要です。お気軽にお聞きいただけたらと思います。

これは東京から見たい景色なんですけれども、私、平成16年に弁護士になりまして、当時はこの写真で遠くにかすんでしまっているような地方では弁護士が足りないと。そこでは司法アクセスの問題があるから、そこに行こうということで、私も法テラスの枠組みを使いまして、今御紹介にあった岐阜県の可児市というところに3年半ほど住んで、当地で弁護士活動をしていました。

その後、東京に帰ってきて思うことなんですけれども、弁護士が近くにいるだけでは、司法アクセスの問題というのは、完全には解決できないんだということを特に思い知らされました。今日は、その辺りの話をしていきたいと思ひます。

今、景色がいい高層ビルからの眺めをお出ししたんですけれども、そこから5分ぐらい歩くと途端にこんな下町みたいな景色が展開されています。例えば、私が今いるところは、新宿の四谷なんですけれども、そこからもやはり5分、10分歩くと途端にこういった地域が展開されるようになります。

こういったところは、いわゆる既存不適格といわれるような建物がたくさん建ち並んでいて、今度大震災があったら火災でどうなってしまうのだろうということも心配されていますし、一旦こういった建物が取り壊されてしまうと、道路に面していなかったりするものだから、結局新しい建物も建てられなかったりして、いろいろな問題をはらんでいたりします。

こういったところに、今でも家賃3万円とか4万円の昔ながらの賃貸住宅があって、そこで高齢者の方がお一人でポツンと生活されていたりという、そういった実態が実はあります。そんな中、今日持ってきた案件は、いわゆるごみ屋敷の話です。ごみ屋敷があちこちにあります。よく見ていると町の中で結構見つかります。まだ一戸建てなんかだと、「この家ごみ屋敷になっているのかな」とか、「空き家になっているかな」とかわかるんですけれども、東京に帰ってきて思うのは、特にマンションなんかだったりすると、本当に気密性が高くて、開けてみるまでごみ屋敷になっているとか、中で困っておられる方がいるというのは全くわからないんです。

だから、街中を歩いているだけでは全然気が付かないようなところに、平気でごみ屋敷というのが結構あちこちにあったりして、こういったごみ屋敷があると、当然なんですけれども、近所の方が場合によっては通報みたいなことを市区町村に上げたりされています。例えば、「近所に高齢者の方が1人で住んでおられるごみ屋敷があるんですけれども、誰もアクセスできません」というものです。先ほどの写真のところにも実は高齢者の方が1人住んでおられて、ただ、どう見ても窓ガラスはないし、ごみの山みたいなところに時々夜中、御本人が帰ってきて、どうも寝泊まりはされているみたいだということでした。

ただ、これだけ見ると何かごみ屋敷の問題ということで、弁護士の扱うべき問題でもないように見えて、なかなか手出しができなくて困るよねという感じになってしまいます。

同じように、福祉関係者から見ても、ただ単にごみ屋敷だというだけでは、福祉関係者がやるべきことなのかという意味でなかなか手が出しにくい分野だと思います。「ごみ屋敷のごみを片付けたいな」というのは多くの方が思われていることなのでしょうけれども、御本人の所有物を勝手に処分するわけにもいかないし、なかなか手が出しにくいという話になったりします。ただ、こういったごみ屋敷になってしまっているという御本人のお宅に関して、根本的な問題というのは本当は別のところに多分あって、ごみがどうのこうのという問題以前に、御本人に何らかの判断能力の低下なり、障害なり、そういったものが実はあるから、ごみが片付かなくて御本人も困っていたりするという、そんな問題が実はあったりします。

ですので、ごみ屋敷で困りましたねということで、みんなで考えあぐねているだけではなくて、福祉関係者と我々弁護士が一緒になって、何とか御本人をめぐる事実関係などをはっきりさせていく

ことができれば、御本人に対して例えば「判断能力の低下があるから後見や保佐の申立てが必要なのではないでしょうか」とか、住居関係で、「場合によっては御本人がもっと住みやすいところに住み替えたり、高齢者向けの賃貸住宅に移れたりできるのではないのでしょうか」とか、そんなことがみえてきたりします。

先ほどのケースなども、消費者被害とか金銭搾取と書きましたけれども、実は証券マンという人が出入りをして年間億単位の取引をさせていました。結構とんでもないことになっているんですね。

御本人は、言われたとおりの取引をしているのですけれども、儲かっているのか儲かっていないのかも端から見ている限り、最初はわからない。ただ確実に言えるのは、証券マンは儲かっているんですね。証券マンからは、「年相応の物忘れはあるかもしれないけれども、後から弁護士や福祉関係者が出てきて、お前らは高齢者から株の楽しみを奪うのか」というようなことを言われたりします。我々としては、その段階でお医者さんから保佐相当の診断が出ていましたから、それを楯によくわからない取引を止めさせました。親族関係の調整をしながら、御本人も高齢者向けの賃貸住宅に最終的には移ることができました。御本人も、別に好きでそこにいたかったわけではなくて、暖かいところに移ったら、何かこれはいいという感じになったんですね。それがわかったのは、ひょんなことから入院されたんですけれど、入院先は暖かくて、御本人はやはりよかったみたいで、「なかなか退院しない」という問題に逆になってしまったりして、病院のほうから「全く治療の必要がないのにいつまでいるんですかね」と調整を迫られたりしながら、右往左往してやってきたという感じですね。

ここで大事なことは、最初何かよくわからない問題だけにとらわれていると、本来我々がやらなければいけないこと、それから福祉関係者がやらなければいけないことというの、本当は裏に隠れているんですけれども、そういったことはいつまでたっても明らかにならない。表層だけとらえて、「御本人が株の取引をやりたいと言ってやっているんだからいいじゃないの」という見方をしてしまうと、いつまで経っても金銭搾取みたいなところは放置されたままになってしまいます。

法的課題「だけ」を取り出すと間違えると思います。どうしても弁護士をやっていると、すぐ何か法的な課題だけに目が行ってしまって、それだけゴリゴリ強引に解決してしまいたくなったりするんですね。例えば今回のケースだと、保佐申立てとかそういったところです。別のケースなどで、「親族の方が年金を搾取している」という話でも、搾取されているんだったら、取り返すべく訴訟しましょうとか、その前に保全で仮差押えをしましょうとか、そういうこともすぐパッと頭に思い浮かんでしまうんですけれども、実際本当にそれをするのが御本人にとっていいのかどうかというのは、それまでの御本人の生活歴をよく考えないと、それが正解かどうかよくわかりません。実際。私もいろいろと失敗したことがあって、ゴリゴリ勝手に入ると、後で痛い目を見ることがあったりします。

それは、翻って見れば、御本人の生活歴をよく知らないままに、法律家が法的な権利関係だけ取



り出して勝手にゴリゴリ解決すると、御本人のためではないような結論を導いてしまいますので、そこは我々弁護士が、福祉関係の方々と平場で議論しながら、何が御本人にとっていいのかということを考えていかないといけない問題です。

以上御説明したことを、私も例えば弁護士会ですとか、弁護士仲間にいろいろ説明するんですけど、「何か太田さんはとてもレアなケースをやっている大変そうね」とか、「意外とそういうの好きなんだろう」という感じで、すごくマニアックなことをやっているみたいに思われてしまいがちなんです。しかし、皆様方には釈迦に説法みたいな話なんですけれども、各種統計などを見てみると、例えば統合失調症などは、生涯有病率0.8%ぐらいと言われていていますから、結構な割合でかかる疾患だと思うんですね。

あと障害を持っておられる方も、厚労省の障害者白書などを見ると人口の約6.7%ぐらいの人には、何らかの障害があるという書き方をしていますし、この6.7%というのも正しいのか正しくないのかというのは、いろいろ議論が実はあるところなんです。例えば知的障害がある方というのはあまり手帳を取りたがらない傾向に当然あるので、この中には入ってこないけれども障害を持っておられるのではという方は、実は多くいらっしゃると思います。

高齢者の方は、年々増える一方で約27%になっています。その中で、認知症の方がどのぐらいいらっしゃるのかという、いろいろな統計があって、例えば2012年段階の数字ですけれども、筑波大の先生が研究された結果だと、当時462万人を超えているということ言っていたりします。最近の新聞報道などでもOECDが調べたところ、認知症の有病率というのは日本は2.33%で、OECDの加盟国の中ではトップだという新聞報道もされたりしています。

問題は、ここに出てくる認知症の方というのは、ほとんどが障害者としてカウントされていないんです。結局のところ、こういったことをいろいろ総合し、あとは私の現場の感覚みたいなものを加味すると、大体人口の1割ぐらいの方々には、判断能力の低下のようなことが何となく見られます。それだけ、何らかの困難等を抱えながら、地域生活をされている方がいらっしゃるのではないかと見ています。

ただ、問題は、我々弁護士のいけないところなんですけれども、何となくいい生活をしていると、こういった方々と交わずにこれまで生きてこれてしまうんです。例えばこういうものは、小学校や中学校ぐらいから何となく分かれてきていて、確かに言われてみると高校とか大学の友達で、何か障害があって困っている友達というのはあまりなくて、その後就職するとなおさらこういった方々に接せずにこれまできているかなという、そんな反省があったりします。

ということで、この問題はただ単に顕在化しないだけで、本当はやらなければいけないことはいっぱいあるはずなのに、ずっと沈黙を守られてしまっている領域の中に覆い隠されているような感じになっているということです。

そんな中、司法ソーシャルワークということを出しました。ソーシャルワークの定義はちょっと難しいのがあり、これもそれなりによくできている定義では当然あるのですけれども、長くて

わかりにくいので、私なりに勝手に言い換えるとこんな感じかなというのがあります。「社会資源などとの環境を調整して、より豊かに生きられるようにすること」というものです。要は福祉現場で、現場の相談員さん等が日々やられていることは、ほぼソーシャルワークだと思うんですよね。その中に我々弁護士なども平場で仲間に入れてもらえれば、先ほどのようになかなか弁護士が必要なのにアクセスできない方々の問題を解決できるのかなという風に思って、そういった活動をこのところやってきています。

また、ソーシャルワークをめぐることは、ちょっと申し上げておきたいことがあります。例えば司法ソーシャルワークをどうやって進めていくかといったときに、司法ソーシャルワーカーみたいな専門職をつくれればいいのではないかみたいな考え方も一つあるとは思いますが、ここはいわゆる医療ソーシャルワークと比較することで考えてみたいと思っています。

例えば大きな病院に入院すると、大体そこには医療相談室というところがあって、医療ソーシャルワーカーという方がいらっやして、ソーシャルワークをされています。主にやられていることは、退院調整等ですね。入院されている方が退院したいのだけれども退院先がないとか、退院先の家族ともめているとか、そういったところをうまく調整されていると。

この医療ソーシャルワーカーは、確かに専門職でずっと活躍されているのですが、ここでは、専門職のお医者さんと明確なすみ分けが可能だと思います。要はどういうことかという、お医者さんがやるべき医療行為とソーシャルワーカーがやるべき退院調整というのは、お互いに影響を及ぼしにくいんですよね。どういうことかという、例えば、診ている患者さんが金持ちだろうが貧乏人だろうが、医療行為は基本的に健康保険制度の下では何も変わらないはずなんですよ。お金がないからちょっとレントゲンの色が変わって見えますということはありません。基本的に診断行為は客観的になされるはずだし、それに対してなされる医療も、贅沢医療の部分はちょっと違うのかもしれませんが、基本的には変わってこない。退院調整は、お医者さんの退院ができるかできないかという判断さえ出れば、そこから先、ソーシャルワーカーが引き取って調整していくことが、一応可能だと思います。

それに対して司法ソーシャルワークの分野は、なかなかそういったすみ分けが難しいと思っています。というのは、そもそも弁護士の仕事自体が、社会生活と密接不可分な中身になってしまっているからなんです。わかりにくいので具体的な例で示しましたが、例えば、ここに200万の債務があって困られている方がいらっやるときに、この方に対して何をすればいいかというのは、社会環境によって方針が全く変わります。

例えば、全く資産がなくて、収入の見込みもないという話であれば、自己破産しかありませんねという方向に進んでいきますし、そうではなくて、ある程度稼働する、働く収入があるのであれば、任意整理だとか、個人再生という道があるかもしれない。はたまた、この方に資産があったり、親族がいらっやして、親族の方が援助できるのであれば、そこから援助なり、資産の換価するなりして、お金をつくって弁済して終わらせられるかもしれない。あとは、借りたのがすごい前でずっ

と逃亡生活みたいなことをされていたのであれば、時効援用で終われるかもしれないとか、いろいろなことで、要は社会生活がどういうものかということをよくアセスメントしないと、弁護士としても正しい仕事が大体できない。そういう関係にあるので、司法ソーシャルワーカーみたいな人をつくって、その人がソーシャルワークだけをやっていれば、弁護士もうまく仕事ができますとか、御本人のためになるような活動ができますと、そういった分野ではないという風に思っています。

ですので、我々弁護士もそのソーシャルワークの仲間に入れてもらって、何とか御本人のための支援ができていかないといけないのかなと思っています。

ということで弁護士がソーシャルワークの中に入っていけるようにしたいと思って、日々活動をしているんですけども、弁護士のできることは当然、逆に言うとほんのわずかだとも思っています。本当に法的な部分しか基本的にできません。

ここから先は、福祉関係者と平場で議論をしながら、より有機的で、切れ目のない御支援が実現できるようにということで日々活動をしています。ということで、私は、現場で活動していることしか説明ができないので、この後、寺町弁護士からもっと大局的なお話があるかと思えます。よろしくをお願いします。

(寺町弁護士)

私の方のスライドは、お手元に印刷資料でお配りをしています。今日、お題でいただいたのが、「福祉分野における弁護士の活動」ということなのですが、福祉分野という風に言いますと、行政関係の方は御承知のとおり、大きく言うと5つぐらいの分野があります。高齢者、障害者、子ども、女性、生活保護というあたりが大きな分野、それぞれに福祉法や保健法などがありまして、生活保護は生活保護法ですけども、それぞれの分野が独立して動いている状況にあります。

そういう中で、いずれの分野においても、司法に対してのアクセス障害があるというところは、共通項ではないかと思っています。

例えば、判断能力の面で言いますと、高齢者認知症になる方は85歳以上ですと25%と言われています。あるいは障害者の方ですと、知的障害とか精神障害をお持ちの方、また子どもは判断能力が未熟ないし偏りがあります。それから女性の分野で言いますと、DV被害あるいは性暴力等の被害の方ですと、加害者からの支配を受けていたり、トラウマでいろいろな症状が起こってきたりということで、判断能力自体のところアクセス障害があります。またはデジタルディバイドのようなことで、情報を得るところでのアクセス障害、あるいは経済面でのアクセス障害、そして、これらの属性が一人の人に重複して生じているわけです。例えばDV離婚による母子家庭で貧困で生活保護を受けているとか、あるいは高齢の女性の障害者とか、そういう形で一人の人に幾つかの属性が重複して存在し、アクセス障害が生じているということがままあります。

これらのアクセス障害を持っている方たちが、自分が住んでいる地域で自分の尊厳、個人の尊厳が守られるような形で生活をしていくためには、やはり何らかの形で法の支配が及ぶように、司法へのアクセス障害を乗り越えていかなければいけない面が、時々生じてきます。

そういう意味で、今、太田さんがごみ屋敷のケースワークの話がされたので、私の方は、領域別に弁護士会がどんな取組をしているかということと、それから個々の弁護士の活動で特徴的なものなどを少し紹介していきたいと思います。

#### 【高齢者分野】

まず、高齢者分野ですけれども、一口に高齢者と言っても、判断能力が高い方、財産を持っていらっしゃる方、いろいろな高齢者がいるので、高齢者全員が弱者というわけではありません。それでも、高齢化率27%、そして85歳以上の25%、4人に1人が認知症を発症すると推定されております。この方たちの判断能力が低下してきたときに被害から守るということと、併せて、その人自身の財産を、その人がその人らしく生活するために使っていくことが重要です。判断能力が低下してくると、親族が相続の前哨戦みたいなことを始めて、本人のためにお金が使われなくなるという場面がしばしば見られるわけですが、それを「本人のために使っていく」ということが求められる。それが成年後見の制度と考えています。

スライドの右下に図を付けてあるのですが、「本人の生活を支える社会資源」ということで、真ん中にいる人が御本人です。その人を取り巻くところに、自治体、医療機関、かかりつけ医院、訪問看護師、ケアマネージャー、介護ヘルパー、介護タクシー、理容師、庭師、そして成年後見人とか弁護士とかという形で、いろいろな人がその人の生活を取り巻く、社会資源として支えている。その本人の生活を支える社会資源の中の1人として弁護士も登場してきて、法的な課題を解決していくということが、今、太田弁護士も言っていた、司法ソーシャルワークという考え方で、私たちが今推進しているものであります。

具体的には、「弱者」と言われる方たちは、御自分のお住まいの自治体にアクセスすることが非常に多いので、そういう意味で自治体や社会福祉協議会との連携が重要になります。一つのチャンネルとしては、法テラスは独立行政法人に準じた法人なので行政機関が非常に連携しやすいという点に着目して、法テラスを窓口にも、契約弁護士が協力しております。あるいは、法テラスは資力がない方に対するサービスを提供する機関ということになっており、資産がある方については、法テラスの支援が受けられなくなってくるので、そこに対して、東京を例にとれば、法テラス東京と三弁護士会の高齢者・障害者支援センターとで連携をしまして、資力要件を満たす方には法テラスの契約弁護士を送り、資力要件をオーバーする案件は、法テラスから弁護士会の相談センターを案内して、そちらで弁護士を派遣していくという形で、協力関係をつくっています。

あるいは、東京は弁護士会が三会ありますが、そこと各自治体との直接の関係で、自治体の中の地域包括支援センターへの巡回相談を協定で行ったりということもしております。

#### 【障害者分野】

それから障害者分野になりますけれども、障害者も自らの権利を守る力が弱い方が多いということで、人権侵害に遭う割合は非常に高いわけですが、弁護士の取組は、そういう意味で言うと、被害が多い割には遅れている、という自覚はございます。

各弁護士会に障害者の相談窓口を設置しておりますのと、それから権利侵害にあった場合に司法へのアクセスが制限されているという意味では、精神病院の入院患者さんであるとか、心神喪失者医療観察法に基づく医療観察病棟に隔離されている方とか、そういうところへの退院請求とか処遇改善請求の援助、あるいは出張相談などを日弁連の事業として費用を出して行っています。

その他の個々の解雇事件であるとか、障害児の入所拒否事件とか、あるいは支援費の支給決定に対する取消訴訟や義務付け訴訟、あるいは知的障害者施設や精神障害者施設での虐待とか性暴力等の事件が多々起こっていますが、これらにつきましては個々の弁護士が対応しているのが実情です。

また、障害と人権全国弁護士ネットなどの形で、弁護士の任意団体として、そういう事件を扱っている人たちがネットワークをつくって、そこで情報交換をしながら、お互いに助言をしいながら活動をしているという状況にあります。

#### 【子ども分野】

それから、子ども分野につきましては、小学生以上、ティーンエイジャーぐらいのお子さんたちを対象にして、子どもの人権相談窓口が各地の弁護士会に設けられています。

それと別に、例えばこれは豊島区の事例で非常におもしろい取組ですけれども、「子どもの権利擁護委員」として弁護士が選任されていまして、その弁護士が複数の中高生センターに月に各1回、訪問して、午後ずっと座っているんですね。そうすると子どもたちが、最初は「弁護士初めて見た！」とか言って寄ってくるのですけれど、「弁護士ってもてるの？」とか、「弁護士って儲かるの？」とかそういうことを言うてくる子たちから始まって、通っているうちに、家庭での虐待の問題であるとか、両親の離婚の問題であるとか、学校でのいじめとか、自分の性の問題であるとか、いろいろな深い悩みを相談してくれるということを知っています。そんな取組をしている自治体もあります。

あるいは全国の弁護士会それぞれに、子ども委員会というのがあります。その子ども委員会のメンバーたちが、子どもシェルターという形で、家出したお子さんであるとか、虐待に遭っているけれど逃げるところがなく困っているお子さんに対して、一時保護の目的でシェルターをつくった場所が全国に9か所あります。それぞれのところで、シェルターを運営し、そこから自立援助ホームをつくっているところもあります。そこでは、「子ども担当弁護士」という、一人ひとりの子どもに弁護士が付いて、関係調整をするというような活動を展開しています。

それから、児童福祉法が改正されまして、児童相談所への弁護士配置ということが児童福祉法に記載されました。実際に児童虐待に対応している公務員の方から話を聞きますと、虐待のおそれのある子どもや家庭の情報を日々集めながら、介入する、しないという判断しているわけですけれども、時々来る弁護士ではなくて、いつもいる弁護士、同じ平場で机を並べている弁護士だと、そのケースが日々動く中で、同僚感覚で一緒に事実を共有し、証拠を収集し、判断を共有してもらえなのがすごく役立つというお話を聞きます。ですので、そういう意味では、できるだけ常勤、あるいは非常勤でも常勤に近い形の弁護士が、これから児童相談所にどんどん入っていくといいのではないかと考えております。

それから、子どもの手続代理人制度というのが家事事件手続法に定められたのですが、これは報酬の裏付けがないためにあまり使われていない状況になっています。

#### 【女性分野】

それから、女性の分野ですけれども、女性の分野も社会の中で非常に大活躍されている女性もいらっしゃる中、必ずしも弱者ばかりではないではない、という面もあるかとは思いますが。他方で構造的に見ますと、男女の賃金格差が男性1に対して、女性が0.7とか、あるいは非正規雇用の3分の2が女性であるとか、あるいは女性の非正規雇用の収入が年収100万円未満が45%、200万円未満で85%を占めてしまうとか、歴然とした格差があるわけです。

高齢の女性の貧困というのも、既に非常に問題になっておりますけれども、「三界に家無し」という時代に生きてこられた世代の方だと、相続のときに女性だけ相続分がないとか、年金分割もない時代に離婚しているとか、あるいは就労期間が短くて年金がないとか、そういう形での貧困の問題があります。

あるいはDVや性暴力、セクシャルハラスメント、ストーカーなどの被害を受ける方も、女性の方がやはり非常に多いということで、そういう被害に遭ってトラウマや何かを抱えている方たちは、なかなか自分で相談に行けないとか、同性の弁護士でないと怖いとか、あるいはそういうトラウマについても詳しい人に相談したいとか、そういう特別のニーズを持っています。

各地の弁護士会に、女性のための相談窓口と、それから犯罪被害者相談窓口はそれぞれ設けておりますが、実際には自らアクセスしてくれる人というのはそんなに多くないので、そういう意味で支援団体との連携ということが、ここでも重要になってきております。必ずしも弁護士会に集約されているわけではなく、女性センターやシェルターネット、性暴力の救援センターとかそういうところとの協力関係で協力弁護士をしているとか、あるいは最近だとJKビジネスとか、AV強要問題に取り組んでいるNGOがありますが、そういうところの協力弁護士として一緒に動くとか、あるいは風テラスとって、風俗で働いている女性のために風俗店に弁護士が行って、法律相談をやっているというような活動展開している人たちもいます。非常に多様な、弁護士たちが多様な活動を今まさに展開しているという状況にあります。

#### 【生活保護分野】

そして、生活保護分野で言いますと、生活保護は憲法25条の生存権の実現化という意味では、非常に重要な権利だと思うのですが、水際作戦での支給制限ということがありまして、なかなか支給につながれない方たちが今でもいらっしゃいます。家族の扶養義務というのが強調されておりますが、家族内に押し込めるということは、DVや虐待からの被害者を追い詰めてしまうという問題点があります。

これに対しての活動としましては、もともとは弁護士会の活動というよりは、各地の反貧困運動と連携した形で、生活保護支援法律家ネットワークなどの運動から、生活保護の動向支援などに対して、日弁連が援助費用を出すようになっております。法テラスが、行政手続の援助には弁護士費

用を出さないというところで、弁護士会を通じた弁護士のタコ足食いみたいなことになってしまっている分野です。

#### 【新しい弁護士像】

新しい弁護士像について、私は2003年に社会福祉士登録をしたのですが、2007年に明石市の市長の泉房穂さんも社会福祉士登録をしまして、そのときに社会福祉士登録をしている弁護士が集まったんですね。当時、日本社会福祉士会に登録していた弁護士は未だ10人ぐらいしかおりませんでした。けれども、今、法テラスの卒業生などを中心に、社会福祉士であるとか、精神保健福祉士の資格を取る弁護士たちがどんどん増えてきています。自分の権利を自分で守れない人たちのところにアウトリーチして行って、そしてその人を取り巻いている社会資源の1人となって権利救済をしていくという活動を目指していく。そういうスタイルの弁護士が、徐々に生まれてきているという現状があるかと思います。

ネックとなっているのは、法テラスの報酬がすごく安いので、事務所を経営して事務所の家賃を払って、事務員に給料を払って社会保険に入れてというところでやっつけようとする、本当に成り立たないので、法テラスの事件をやればやるほど赤字が出てしまうという、この状態は何とかならないといけないと思っています。現状では、これ以上受けたら成り立たないので受任を制限するか、必死に倒れるまで働くか、どっちしかないみたいなのが、多分この分野のことをやっている弁護士が悩んでいるところではないかと思っています。なので、分厚い法律扶助をつくっていく上で、皆さんに御協力いただくと大変助かります。以上です。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもお二人ありがとうございました。それでは、お二人の御説明に対しまして、委員の皆さんから御質疑をいただきたいと思いますので、挙手をお願いいたします。では、湯浅さんからお願いします。

(湯浅委員)

お疲れ様でございます。15、16年前に、ホームレスの人の法律相談をする弁護士さんとか、司法書士さんをつくってからいろいろな形でお世話になって、ありがとうございます。

その上でですけれども、だいぶあのころに比べれば、今最後にお話があったように、やる方が増えたと思います。特に若手の弁護士さんたちは、こういうことをやりたがっている。二極化していますけれども、大企業の顧問弁護士みたいになろうという人と、割とソーシャルな人権課題に対応したいという人と二極化しているような印象を受けますが、数としてはものすごく増えていると思うんですね。

だから、ぜひ今おっしゃられたようなことを広がってほしいなと思うんですけども、一つはやはりお話あったように、なかなかこれはメインの業としていくには、とてもじゃないけれど、やっつけられないという話はよく聞きますよね。

そこは、私よくわからないのですが、例えばということで、DV離婚12万4,000円と

書いてありますが、婚姻費用調停4万6,000円で、調停4回、これは相場からいくといくらぐらい払えばいいんでしょうか。事務所経営にまわすとかというお話もありましたから、そういうものの中で、どれぐらい安いのかとか、どれぐらいあると、こういう事件を一生懸命やっていく中で事務所を回せていけるのかというような、相場観というのを聞いたことがないなと思って、聞いていました。何となくイメージがあるなら教えていただきたいです。

あと、法律扶助はずっと前から代理人になっていますが、なかなか法務省の方もこういう財政状況でという話で、それで日弁連の方から委託事業みたいなことにもなったりしてきたわけですが、分厚い法律扶助というときに、どういうことがあればそういう方向に行くのかという辺りで、日弁連としての取組とか、今どういう状況にあるのかとか、どういうことがあるともうちょっと状況が変わるのかとか、一生懸命やられているのだと思いますけれども、何かあれば教えていただきたい。

それから、前に児童養護施設に対する弁護士さん配置のときにもちらっと話したことがあるのですが、弁護士さんですから、ある程度法律の知識に関しては信頼しているし、そこは担保されているとももちろん思うんですけど、相談援助ということで言うと、ソーシャルワーカーとしてはどうか、太田さんがおっしゃったようなピンキリなので、いい人もたくさんいるのですけれど、変な人に当たっちゃうと、勘弁してくれという感じになることがありますね。

そういうことを考えると、何か皆さんに基本的なことは、接し方みたいなことは研修とか受けていただきたいとか、こういう分野、ぜひやっていただきたいからこそ思うんですけど、そういうことは可能なのかということですね。結果的に、そうするとツテをたどっていくということになっています。信頼できる方に、こういうことあるんだけど、だれか信頼できる人紹介してくれないみたいな、そういうことがあって、正規の窓口へ行くと誰にあたるかわからない、誰にあたるかわからないと二次被害になる、二次被害になるから、ちょっと紹介できないという風に、現場的には判断せざるを得ないことが多いので、そこら辺のネットワークとか、ある程度あるのは知っていますが、そういう人たちが司法ソーシャルワークのネットワークみたいながあると、何かいろいろと紹介しやすいなと思いました。

最後、余談ですけど、その話の延長線上で、ちょうど今日福山から、例のA型作業所閉鎖されて100人解雇されたじゃないですか。あの当事者の人から、何かSOSが入ったんですよ。福山の司法ソーシャルワーカーの人を教えてください。お願いします。

(北川議長)

では、どうぞ。

(寺町弁護士)

多分、このスライドに挙げたDV離婚事件は、12万円、12万円、4万円で30万ぐらいもらっているんですね。調停4回というのは、もうこの相手方は話し合いは無理な人だとわかったから、すごく早く打ち切ろうとして、打ち切れなくて4回でやっと終わられて、裁判も12回かかった、



というケースなんですけれど、時給単価に直すと、最低賃金を切る時給単価でやっていました。

やはりDVの立証をするというのはすごく大変なので、カルテをとってもらったりとか、医療機関に御連絡して意見聞けないかと打診したり、あるいはお子さんの学校の関係者にお話を聞きに行ったり。行くということは、やはり往復だけで1時間半、2時間かかる。その後お話を聞くのに2時間、お話を陳述書や書面にまとめるのに4時間かかる。さらに、それをやり取りして、書面にサインをしてもらうまでにやり取りが何回かあるみたいなことでいうと、一つひとつの書面をつくっていくのに、結構10時間ぐらいはかかっているんですね。

やはりそうすると、丹念な立証活動が必要とされる割に、30万円と最後婚費の報酬20万円だけという、この事件をカバーするために他の事件をいっぱいやるか、長時間働くか、そういうところで資金繰りをしないとイケなくなるので、負担感は非常に大きいです。

一般的に、どれぐらいの金額を弁護士が収入としてもらえるべきかというところは、人によって評価が違うところだと思いますけれども、東京で小さく、ぼろいながらも事務所を借りて、人を雇って社会保険に入れて残業代も払って適法に経営していくという、月ごとに相当の経費がかかる。その他に事業税、消費税を払う、自分の生活の取り分をもらう、人並みにお休みもする、という形で考えると、先ほどの法テラスからの報酬では、もろもろの費用を到底カバーできないというのが、私の個人的な感覚です。

(中本会長)

その点について、御参考までに、弁護士の費用負担というのは、自分が負担する、それから国が負担する保険制度というのがあるわけです。国が負担するのは、今言われたように非常に安い。大体中間所得者層の人が負担するものとしては、保険制度が今大変普及しているのですけれども、ちなみに離婚に対しての保険の給付は、ある大手損保会社では100万円です。

もちろん、当事者で合意して200万円にしても別にかまわない。ただ、保険は100万しか出ないです。それから、タイムチャージ制というのがあります。これは1時間2万円です。大体それぐらいのものであれば、弁護士がとりかかってもそう負担感がなくて、事務所が維持できるということで、保険会社の取決めでは、タイムチャージ2万円としているんですね。これが一つの参考になるかと思います。

(北川議長)

そういうのがうまく機能していないという、現場では今会長さんがおっしゃったようなことが、スムーズにいけないという御説明ですね。

(寺町弁護士)

そうですね。やはり法テラスの案件になる方というのは、さっき申し上げたとおり、御本人が自分の権利を自分で行使できないような方が多いです。御本人が負っているものが大きすぎて精神的に病みかかっている方も多いということも含めて、手間が普通の事件よりもかなりかかって大変なのに、普通の事件よりすごく安いという、両方の意味でうまくいけない部分ではないかなと思

います。

そういう意味でいろんな社会資源とか、治療機関とか、カウンセラーとか支援機関のソーシャルワーカーとか、そういう人たちと分担できると多少違ってくるのですけれども、そこも必ずしもうまくいっていないという分野が、女性の分野とか、子どもの虐待の分野とか、障害者の分野とか、たくさんの分野が取り残されているのではないかなと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(小川副会長)

先ほど言われた12万円というのは、法テラスの報酬基準なわけで、法テラスというのは一定の資力基準以下の収入しか得られない、そういう意味でのいわゆる本当の最低の低所得者層の方々のためのリーガルエイドの制度ということは、先生方、御承知いただいていると思います。その部分におけるいわゆる事件処理についての弁護士への報酬基準が今のようなレベルだと。

会長が今言われた保険制度というのは、少なくとも自分で生活をしながら保険の掛金を払えるという層の方々が対象になるわけで、そういう意味ではこのリーガルエイドの純粋な部分よりは少し上の、いわゆる中間層の方々が対象になる。そこでの今おっしゃられた基準というのが、タイムチャージであれば、時間2万円という風な形で動いているというところの対比を、少しお考えいただければわかりやすいかなと思いました。

(北川議長)

湯浅委員、どうですか。

(湯浅委員)

安いですね。大変ですね。

(寺町弁護士)

先ほど司法ソーシャルワークをやってくれるような弁護士はどこにいるんだという御質問がありました。私も太田さんも一生懸命やっているつもりではありますけれど、じゃあそれを全部の事件にやれるかといったら、やっぱり負荷がかかりすぎると、一つ一つの事件への対応が雑になってきたりとか、そういうことはあります。十分なペイがないところで、その人たちの善意とかやる気とか興味・関心だけで、それを持続的に提供し続けるというのは、私はやっぱり無理だなと思っています。若い人たちに高齢者の分野で法テラスと弁護士会の連携のシステムをつくったりして、こういう分野でこういう活動もできるよ、ということを書いて勧誘してはいます。でも、そういう事件がたくさんになったら経営が成り立たなくなるということも私自身よくわかっているので、なかなかみんなにそれを強制はできないというのが実情です。大変申し訳ないですけれども。

(北川議長)

少し時間が押していますが、この件について、何か御意見があればどうぞ。

(河野委員)

どうも御報告ありがとうございました。今のお話を聞いていて、私が所属しているNPO法人の消費者スマイル基金というところは、団体訴訟制度を担ってくださる適格消費者団体さんを何とか財政的に支援しようという民間基金でございますけれども、同じような構造だなという風に身につまされるような思いでした。

先生方が今取り組んでくださっているようなこの福祉分野というのは、普通の生活をしていると、福祉という言葉と法律的な支援ということが、つながりにくい分野かなと感じております。実は、私は地元の自治体で民生委員を10年近くやりました。そのときに、やはり地域包括センターさんとか、いろいろなところと話し合いながら、問題解決、お子さんの問題も含めてやってきましたが、法律関係者の方には、実は10年間でほとんどお会いしたことがございませんでした。でも、今の御報告を伺うと、やはり生活の質を担保するというので考えれば、司法のしっかりとした考え方がその場にあるということが本当の解決につながるんだなと思いましたので、ぜひ、これからも大変な状況だと思いますけれども、皆さんの御活動を続けていただきたいと思います。そして、そういった活動をやはり広報するというのも必要なのではないかとということで、誰かがいいことをしているねではなくて、当然社会の制度の中の一つとして、こういうことがワークしているんだということをもっと的確に発信していくことが重要ではないかという感じがしました。

それで、質問が2点ございまして、1点目は、今日御報告いただいたのは、東京弁護士会の先生方の御活動ですけれども、全国で同じような状況だと思いますが、全国でもやはり同じような理解の下に、こういう取組が進められているのでしょうかというのが1点です。

それから2点目は、寺町先生の子ども分野で、弁護士会の子ども相談が、電話相談と面接相談が書いてございますが、最近、若い世代は電話での相談というのは、おそらくあまり使われないのだろうと思います。つい先日も、適格消費者団体さんが、女性分野といたしまししょうか、いわゆるDVとか、セクシャルハラスメントとか、JKビジネス等の電話相談を実施しました。朝から1日弁護士さんや消費生活相談員さんが待っていたんですけれども、全国16団体が取り組んでかかってきた電話がわずか20本ということがありました。

ということは、電話という手段ではなく、入口のデバイスとすると、やはりスマホみたいなもので、今の時代に合ったような形での受け口があると、もう少し救える人にマッチングできるのではないかなと思ったのですが、その辺りはどう考えていらっしゃるか、教えてください。

(寺町弁護士)

ありがとうございます。どこかでLINE相談を試験的にやってみたということがありましたね。

(河野委員)

長野県。

(寺町弁護士)

ありましたよね。ああいうものが本当は多分有効なのだろうという気は私も個人的にはします。それがどういう風に可能かについては、ちょっと宿題として持ち帰らせていただければと思います。

ありがとうございます。

全国状況ですけれども、先ほど、それぞれの分野で、全国の弁護士会に相談の窓口がありますということだけは申し上げたのですが、相談窓口の状況につきましては、地域によって、電話相談しかやっていないところと、面接相談、来てもらって面接する相談のところと、出張相談までやっているところとバラバラになっております。ものすごく先進的な取組をしている個人が、東京以外の地域にもいっぱいいるということも申し上げておきます。さっきの湯浅委員の御指摘と同じで、人次第、地域次第、というのが実情です。

(淵上副会長)

一応、高齢者・障害者権利支援センターという日弁連の組織で、全国の弁護士会に委員会をつくり、そして、相談窓口、電話相談も全国ではないですけど、ほとんどの窓口で行っております。またそういうこととお話する機会ができましたら、そちらの専門家を御紹介させていただきます。

(北川議長)

よろしいですね。

(河野委員)

はい、ありがとうございました。

(北川議長)

清原さん、現場の市長さんとして、今の身につまされるような話は、メカニズムがうまく解決するとか、そんな点で御指摘いただければ。

(清原委員)

ありがとうございます。三鷹市長の清原です。司法と社会福祉の関係については、「司法福祉」というか、そのような言葉でも20世紀から研究が進められています。「総合化」の現場である地域福祉の現場では、今日例示していただきましたように、高齢者、障害者、子ども、女性、生活保護という風に本当に全ての社会福祉の領域において、司法的な支援が必要であるということが顕在化してきていると思います。特に弁護士の皆様は、人権保障であるとか、活用できる権利やサービスを適切に結びつけるという意味で、ソーシャルワークに司法的知識の根拠と制度に対する理解があれば、それはより一層有効になるという観点から活躍をされてきたと思うんですね。

三鷹市でもそうですが、今は「地域包括ケア」ということは、必ずしも高齢者支援の領域だけで使われているものではありません。障害者の皆様においても、包括的なケアが必要ですし、子ども、子育てをされている世代への「子育て世代包括支援」という視点も出てきています。そこで、北川さんも知事でいらしたので、「包括」とか、「総合化」ということに関連して、もう少し制度が横串を刺すような形になればいいのにと思われていたと思います。今はまだ「障害者福祉」、「高齢者福祉」、「児童福祉」、「子ども子育て支援」等となっているところを、様々な問題に対応される中で、実は横串になることで解決できたり、共通に解決できることなどが見えてこられているのではないかなという風に思いました。そこで、「我が事・丸ごと」という表現で、厚生労働省では進めていら

っしゃいます。「地域」という領域の中で、できる限り市内の各部門が横串を刺すような視点で自治体も取り組んでいますので、弁護士の皆様にも御支援をいただければなというのが1点です。

もう1点は、具体的な支援の中で、やはり「子どもの貧困問題」であるとか、それと重なることですが、「一人親世帯の経済的な支援」であるとか、「自立支援」において、職業を持っていただくことや経済的自立は大切です。そして、生活保護を活用していただくだけではなくて、精神的な自立支援、社会的な自立支援ということについても、極めて重要なポイントだと思っています。

そのときに、やはり「寄り添える人材」というのが極めて重要で、だからこそ、例えば学校においても、「スクール・ソーシャルワーク」ということが重視され、地域でももちろん生活保護の対象者に対してのケースワーク以外にも、重要なソーシャルワークの範囲が幅広くなっています。そこで、弁護士の方が、精神保健福祉士であるとか、社会福祉士であるとか、そういうダブルメジャーをもっていただくというのも、一つ重要かと思いますが、ロースクールにおいて、そうした教育がなされているのかどうかということについても、弁護士会の皆様が地域の課題解決とロースクールのカリキュラムとか、あるいはインターンシップだとか、そういうことでも発言力があると思いますので、その御活躍の場所として福祉もきちんと位置付けていただければ良いなと感じました。

最後に、ごみ屋敷の問題で、三鷹市においても「市内横連携」で今年は様々な支援の実例が顕在化しています。ごみを所管する部署と、それから高齢者を支援する部署と、更には例えば愛犬がいる場合には、犬のことも支援する部署とか、とにかく横連携で1軒のいわゆるごみ屋敷を救済させていただくことによって、実は近隣の皆様の地域での支援力があることも顕在化しました。

したがいまして、実はその世帯は孤立していたのではなく、地域の人に支えられていたということも顕在化したので、住民をいかに巻き込んで、近隣の皆さんが対象世帯を理解し支援するかという仕組みをつくるのが、自治体の職員の働く分野にもなってきているなということ、三鷹市の例ですが、感じています。

したがいまして、北川座長が、地域の現場から「総合化」「包括化」の視点を、とっていただいたので、今後は、ぜひ弁護士の皆様のお力もいただきながら、自治体の各役所が、市内横連携を推進して、市民の皆様、住民の皆様の福祉力を総合力でアップしていければ良いと、問題提起を受けて感じたところです。以上です。よろしくお願いいたします。

(北川議長)

弁護士さんの方から、市長さんに何かあったら。相互連携。

(寺町弁護士)

はい、相互連携で。今おっしゃっていただいたとおり、私もいくつかの自治体で地域包括や社会福祉協議会のケース会議等の委員をさせていただいておりますが、そのケース会議の中でやはり複合問題家族といいますが、障害者と高齢者といろんな人が家族の中にいて、その中でキーパーソンがいなくなっちゃったから、ぐちゃぐちゃになって、会議になったというケースばかりなので、そういう意味では、分野を限らずに、大きいケース会議でその場に障害者福祉課、高齢福祉課、

いろんなところから入ってくる。そこにまた弁護士も参加させていただけると、法的な問題の部分はこうしたら簡単に解決できますよ、と御助言させていただくと、割と、じゃあその方向でいきましょう、と方針が出せることもございますので、ぜひケース会議の中のメンバーに弁護士を御用命いただければというのが1点です。

それから、ごみ屋敷の関係では、私はある自治体の空家および不良居住建築物条例の審議会の委員もさせていただいているのですが、やはり空き家に関して空家等対策特措法ができた影響か、ごみ屋敷に関しても、住んでいる人を出していく、そして利活用していくという方向性ばかりが、強調されています。その中で、きちんと障害者・高齢者の分野と連携できていっている自治体と、そうではない自治体の差がすごく大きくなってきているかと思っておりますので、ぜひ自治体の中でも環境課などの所管課だけではなくて、福祉分野の担当課と連携してやっていくのが、この分野のスタンダードだということで推進していただけるとありがたいと思います。

ロースクールについては、道次長からお願いします。

(道事務次長)

補足をいたしますと、例えば日本がロースクール制度、アメリカに学んでいるところがありまして、アメリカでは他のプロフェッショナルスクールと共同開講で授業などをやっていて、まさにこういった家族の問題であるとか、子どもや女性の問題というものは、ローとソーシャルワークスクールと共同開講でやったりしていて、アウトリーチをして、現場で双方のプロフェッショナルスクールの学生が物事を解決していくというスキームを既に確立していました。その流れをくんでいる日本の法科大学院もあって、例えば立命館などで同趣旨の試みをやっていると聞きます。

他にも、インターンシップとおっしゃられたのですが、臨床教育の中で同様の問題意識をもって教育を行っているという法科大学院がいくつか散見されるのですが、市長御案内のとおり、司法試験のかなり重い今の法曹養成の中では、なかなか学生がそういう科目を取りたがらないという傾向があるのも、率直なところでは。

(北川議長)

際限がございませんので。よろしいですか。これ、御意見があったら、どうぞ。

(中川委員)

一つだけ。ちょっと制度論みたいになるかもしれませんが、さっきの話を聞いていて思うのは、やっぱりソーシャルワークのソースですね。地域包括センターとか、社会福祉士とか、民生委員とか弁護士さんとか、そういうソースが制度的に一体になるようになっていない。個々の弁護士さんなり個々の行政の努力、そういうものがところどころでは連携するのでしょうけれども、システムとしてそれを連携させるようなものが、我が国ではないのではないかという感じが、間違いかもしれません。間違いなら指摘していただきたいと思っておりますし、だから、行政、財政的にもそういうものを裏付けるシステムもないということになっているのではないかという気がしてならないんですね。

それを例えばソーシャルワーク、何と呼ぶか知りませんが、例えば国が社会保障費の中から一部の予算を切り出して、そして法テラスなら法テラスの中にソーシャルワークセンターみたいなものをつくって、全ての問題といいますか、人的な要素も、それから情報もそこへ集まってくると。そこには各種のソーシャルワークソースの方がいて、財源的にもそこで保障されているというような形の制度がもしあるとすれば、これは司法とその他のソースとの一体感が起こりますし、情報の共有もできると。非常に理想論みたいな話かもしれませんが、そういう形の何かシステムを考えるとという方向はあり得ないのでしょうか。

(中本会長)

いずれにしても、制度をつくることは、法律の改正と予算の手当てがしているわけで、今はもう政府は司法予算を削りに削ってきておりますので、今年の法テラスの予算ももう本当に惨めなぐらい削られてきております。なかなかそういう積極的な展開ができるような状況にはないので、御支援をいただきたいと思います。

(中川委員)

だから、さっきちょっとおっしゃった広報というか、こういう活動が非常に重要であるという、あるいは有益であるということ、大いに宣伝していただく必要があるように思いますね。

(北川議長)

どうぞ。

(吉柳委員)

私、自分の会社が広報の専門代理店なので、まさしく課題解決としては、もうちょっと皆さんに知っていただかないと、そういったお金とか、仕組みづくりみたいな、または民間が参加するとか、支援するとかが集まらないのではないかと聞いていて思っていました。あとはおっしゃっていたような能力のシェアみたいなものが、もう少し、今すごく意識の高い先生方が参加されて、自分の人生かけて事務所破綻するまでやられるぐらいの賃金の安さみたいになっているところに、こういう活動があるということを弁護士の方が100%知っていらっしゃるわけでもないと思います。相談される方々も、半分ぐらいは高齢者の方々だと思うんですけども、女性の方とか、お子様とかと考えると、ミレニアル世代のような、電話が苦手な世代だったりします。調停に行くと弁護士さんが付いて、最後までやらなければいけないというかなりリアルなコミュニケーションが必要になってくると思うのですが、その一歩手前の相談の領域だと、もう少しネットを活用して、そこの相談と弁護士さんのもう少し能力のシェアみたいなのが仕組み的にできると、簡単に言うともうちょっとカジュアルにできると、金銭の負担とかが減ってつきっきりでやらなくていいようになってきます。全部の弁護士さんが5%、そういう仕事にボランティアで当てるみたいなどころでいうと、変わってくるのかなというところでは、先生方がおっしゃったように、シェアの仕組みがもっと必要なのではないかなと。シェアするために、もっと広報というか、知っていただくという機会をしていかないと、なかなか参加するという人も増えないですし、仕組みにお金を出し

たいという人も増えないと、聞いていて思ったんです。

(中本会長)

弁護士会内ではそういうシェアも考えておりまして、例えば公益活動を義務化している弁護士会も結構多いわけです。大規模弁護士会はみな義務化しておりまして、ある一定の義務をしない場合は、ペナルティとしてお金を弁護士会に出さなければいけないということになっています。要するにそういうことをやらないで、本当にビジネスロイヤーとして活躍している人がお金を、そういうことができないのでお金を出すと。そのお金をもとに弁護士会がそういうようなボランティア活動なり、公益活動をやるという制度が今出来つつありますので、それをもう少しうまく弁護士会内でシェアする方法ですね。それから研修もこういう活動をするというパンフレットもつくって、若手弁護士にはそういう研修もずっとやっているわけで、できるだけ一部の人に偏らないで、広くこういう活動をするということを今研修でもやろうとしています。

(北川議長)

よろしいですか。

(吉柳委員)

大丈夫です。

(北川議長)

今日の議題に残ったこと自体も、やはり大きな課題だと思いますので、今後、更に議論重ねるといことで、この項は、一応締めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それではありがとうございました。

(寺町弁護士)

ありがとうございました。

(北川議長)

今後ともぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、駒崎委員さんに御出席いただいたので、御挨拶をいただきたいと思います。

(駒崎委員)

皆さん、はじめまして。認定NPO法人フローレンス代表理事の駒崎と申します。認定NPO法人フローレンスは、子どもが熱を出したときに、保育園に代わってお預かりする幼児保育であるとか、医療的ケアのある子どもたちが今保育園には行けない、預かってもらえない、そうした子を中心に預かる障害者保育園であるとか、そうした制度からこぼれ落ちるような子どもたちに対して子育て支援、保育サービスを提供しているNPOです。今回、日弁連市民会議委員という、大変名誉ある場所にお招きいただきまして、ありがとうございます。

先ほどもソーシャルワークみたいな話によりますと、今友人の弁護士とともに、NPO法人コニアスというひとり親の養育費取立NPOというものを傍らでしておりまして、現状一人親の貧困率54%で、養育費の支払いが2割という状況で、日々大変な貧困と向き合う中で、何とか養



育費というものをもっと勝ち取っていけないかということ草の根で行っているということもしています。その中で弁護士、あるいは法曹、司法というものが、もっと福祉に関わることによって、福祉の生産性を上げていける。また、届かない、助けられない、福祉では助けられない人たちを司法という切り口だったら助けられる。そういうこともあるのではないかなと思っておりまして、ぜひこの場で勉強させていただきながら、このような提言をさせていただきたいなと思っております。これからどうぞよろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

## 議題② 少年法（年齢引下げ）について

(北川議長)

それでは第2の議題で、「少年法（年齢引下げ）について」を検討していきたいと思っております。

加藤裕副会長、金矢拓子どもの権利委員会少年法・裁判員裁判対策チーム座長、斎藤義房子どもの権利委員会幹事から御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(加藤副会長)

こんにちは。子どもの人権・少年法関係の担当をしております副会長の加藤裕と申します。よろしく願いいたします。前回は公文書管理の関係で出席させていただきました。今日は少年法ということで、この市民会議でも2年ぐらい前に取り上げたと聞いております。そのときに、少年法の適用年齢引下げはこれから問題だということで、前の段階で取り上げたということですが、つい2月から法制審議会での審議が始まってきたという状況にあります。そこで、今回は、法制審議会の審議状況、それから日弁連は一貫してこの少年法の適用年齢引下げに反対をしておりますけれども、少年審判の実情だとか、こういうことについても、理解を深めていただきたいということで、今日意見交換させていただこうということになりました。よろしく願いいたします。

詳しくは、説明協力者お二人で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

(金矢座長)

よろしく願いいたします。早速ですが、説明を始めさせていただきたいと思っております。加藤副会長から今御説明がありましたけれども、今年2月、法務省の法制審議会に、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの是非が諮問され、現在、部会が設置されて、議論がされているという状況です。

諮問に至る経緯につきましては、資料にあるとおりでございますが、憲法改正に関する国民投票法成立以来、成人の年齢の基準を18歳にしよう、合わせていこうという流れの中にございます。公職選挙法の改正などを踏まえ、自民党の成年年齢に関する特命委員会で検討がされ、法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」でヒアリングを多数実施した結果なども踏まえ、様々な施策案が取りまとめ報告書において出されており、これを踏まえて現在法制審議会でも議論が

されているという状況です。

しかし、現行の少年法制がうまく機能していることについては、関係者の間に異論はございません。例えば、法制審議会の部会審議の中でも、今回の議論というのは、現行少年法の下で18、19歳に対して行われている手続や保護処分が有効に機能していないので、少年法の適用年齢を引き下げること検討しようとするものではないということについては意見が一致しています。現行少年法の手続や処遇の有効性という観点からは、少年法の適用年齢を引き下げる必要性はない、それ以外の理由があるかを検討する必要があるといった発言が、学者委員から出されており、これに対する異論、反論というものは、審議会の中では出ていないという状況になっております。

実際の統計データもこのような関係者の認識を裏付けているかと思えます。別刷りでお配りしております「少年法の成人年齢の引下げ（20歳→18歳）には反対です」という資料を少し御覧いただければと思います。一番冒頭のグラフですけれども、少年の一般刑法犯の検挙件数は、1983年のピーク時に比べて、84%減となっております。少子化の影響で件数が減っているのだという意見もございますが、少年人口比で見ても76.1%減となっており、直近の2003年のピークに比べても78.2%減。少年人口比で74.3%減という風になっております。

被害者が亡くなるような事件の印象が強いと思われまますので、殺人、傷害致死事件の推移も調べてみましたところ、殺人未遂を含め1961年のピークに比べて事件数で89.7%減、少年人口比で83.8%減となっておりまして、近年も少しずつ減少する傾向にあり、2015年、2016年は、合計の件数が46件と過去最小となっております。

さらに、刑事司法の世界で凶悪事件として統計が捉えている殺人、強盗、強姦、放火事件も、先ほどの殺人、傷害致死事件以上に減っているという統計データも出ております。

また、法制審議会の部会資料などで公表されている少年院出院者、刑事施設出所者の2年後、5年後の再入率などのデータから再犯の多寡を見てみましても、2年後の再入率が刑務所出所者で18.5%のところ、少年院出院者で11.4%となっております。5年後で比べましても、38.8%と21.7%となっております。制度の違いがあつて単純には比較できない参考数値ではございますが、少年矯正も機能しているという風に思われます。

これは現在の日本の家庭裁判所、特に家庭裁判所調査官が丁寧な仕事をしてきたところによるところが大きいと思われまます。今日お配りしておりますこちらの「少年法の適用年齢引下げを語る前に」というパンフレットの5ページを開いていただければと思います。

こちらで説明させていただいておりますが、心理学、教育学などを修得した専門家である家庭裁判所調査官は、少年との面接の結果、保護者、学校、職場、被害者から情報を得て、少年の生育歴や心身の状況、家族、交遊関係や生活状況、更には被害の状況などを調査し、非行のきっかけや原因、メカニズムを探求して、対応策を検討するという活動をしています。

その中で、少年と保護者の関係に問題があるのは通常のことなのですが、相互に理解を深めるための調整活動なども行います。これを捜査の期間とは別に3週間以上かけて実施しているというの

が、現在の家庭裁判所の実務です。

5 ページの下にも書かせていただいておりますが、少年審判では、審判不開始や不処分という形で終わるものもございますが、こういった形で手続が終わる事件でも、実際には教育的措置が採られ、審判、調査の過程で、家庭裁判所調査官や、場合によっては裁判官が少年保護者に対して非行の原因を理解させ、指導や訓戒などを行っております。

一例を挙げますと、例えば道路交通法違反のようなものの場合、成人であれば、略式請求で罰金を納めて終わりということになるものが多いと思われかもしれませんが、少年審判手続では、保護者も呼び出して、保護者に対する必要な措置を採ることも可能でありますので、何で大人なら罰金で終わりなのに、こんなことをされるのだというように、問題に目を向けられない親子がいる場合であっても、併せて家庭裁判所調査官が問題性に気付かせるような話をさせて、どうしてこういう事件を起こしたのかということを考えさせるという処遇のようなものが行われているというところがございます。

また、少年院の中における処遇も刑務所の処遇とは大きな違いがございます。少年院では純粋な自由時間、余暇時間といったものは原則ございません。食事の仕方、服の畳み方など、あらゆる生活の場面が働きかけの対象になります。小規模な施設ですので、教官全員が少年の顔と背景事情を把握しており、担任以外の法務教官も、働きかけ面接をするなどしております。また、集団の中で生活することで、他の少年からされて不快に感じるなどを通じて、自らの問題性に気付かせるという機会も作っています。刑務所は、基本的に刑務作業をすれば終わりというところで、個々人の生活、問題性を改善させるということまでは踏み込んでいません。

最も違うのは、矯正施設からいつ出るというタイミングの問題です。少年院は成績評価で、進級をし続けなければ出院できません。最初から出院時期が決まっているということはありません。

他方で、成人の刑罰の場合には、責任の大きさではじめから刑期が決まっており、それに合わせて必ず出所させなければいけない。こういうところで、問題解決に関する本人の動機付けというところが大きく違っていると考えられます。

法制審議会では、現在の少年法制に携わる専門家からヒアリングを実施するなどして、各方面で丁寧な仕事がされているということは明らかになっております。例えば家庭裁判所調査官の調査結果である少年調査票のサンプルをマスキング処理した上で、部会終了後、学者や被害者団体代表を中心とする審議会の委員・幹事に閲覧の機会なども与えられていますが、その際も普段少年事件のプライバシー性の高い記録に接する機会のない学者の方々の口から、これだけ手を掛けて、丁寧な調査をしているんだなという感想が出ております。

しかし、現在法制審議会で議論されている内容は、18、19歳についても、家庭裁判所調査官の社会調査を抜きにして、心理学、教育学、社会学の面では、専門的素養のない取調官・訴追者である検察官が、捜査の際に合わせて犯罪者の処遇も判断すればよいのではないかというものであります。現在、法制審議会での議論というものは、2016年末に発表されております法務省「若年

者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の取りまとめ報告書に沿って進められております。

具体的には、大人として見て責任の大きさが懲役刑の実刑になるものについては、刑事裁判で刑を言い渡し、刑務所で処遇をし、その際には、できるだけ教育的なプログラムを盛り込むというものです。責任の大きさが懲役刑の執行猶予、罰金相当のものについては、できるだけ保護観察を付ける。責任の大きさが起訴猶予相当のものに関しては、保護観察とは違うものの、誓約事項を課して、違反をすれば起訴するぞという形で約束を守らせるということが考えられています。

これと同時に、誓約事項を課す際には、福祉サービスを受けることなどを条件とすることも考えられています。これは従来から、主に障害を抱えていたり、高齢であったりと、福祉的支援を必要とする被疑者について、福祉専門職や保護観察所等関係機関が連携して福祉サービスの橋渡しをする、いわゆる入口支援を純粋なものから、制裁によってより強力に動機付けられているものへと拡充しようというものであります。そこには、少年自身の問題性や成長のための資質や成長、環境上の諸課題を分析してどのような処遇を行うのがよいのかを見極めるという丁寧なアセスメントの過程はないということになります。

現在の法制審議会の論点表を見ていただくとおわかりいただけるかと思いますが、そもそもこの論点出しの段階で、法務省の矯正局、保護局所管の少年鑑別所、保護観察所の調査調整機能の活用という論点は掲げられているのに対し、家庭裁判所調査官の調査調整機能は、論点、検討項目にすら入っていないという状況です。

なぜこういう議論になっているのかですが、刑罰でなく、教育だからこそできる少年法の手続や処分を成人に持ち込むということには、理論的な制約であったり、矛盾といったものが大きく実現可能性にそもそも疑問があります。さらに、非行の背景と要因を調査分析し、少年のハンディに対する支援を行い、時には育て直しをすることが、再犯防止にとって有効であるという少年法の理念は、刑罰などの不利益措置による威嚇こそが犯罪を抑制するという発想の方々には、ピンと来ないところだろうと思います。

少年法の成人年齢引下げ論者の議論は、検察官は起訴裁量の中で準執行官として、裁判所のフォーマルな関与を必要としておらず、非定型で、融通無碍に様々な条件付けをしていくことが犯罪防止につながり、現行少年法の代替案になるという考えをとっておられるように感じております。

しかし、成人全般にわたるその発想自体が、刑法の行為責任主義と呼ばれる原則を逸脱しています。すなわち、処罰対象そのものの要素と、当該行為の意思決定に影響する要素から、犯罪行為そのものの重さを定めて量刑をするという考え方を逸脱して、国家による自由に対する介入、過剰な介入を行うという重大な問題であると考えております。

18、19歳に限定して考えた場合にも、18、19歳を少年法上の成人とし、刑事手続法上成人としたならば、少年法1条が目的として掲げる健全育成、少年の側から見れば成長発達支援といった目的がなくなるということになります。教育ではないということになると、対象者のプライバシーであるとか、内心に踏み込んで処遇をしたり、調査をしたりということができなくなり、司法矯正に

関わる関係者のメンタリティや、関係者、関係機関相互の連携というものも変わってきます。現行制度のような家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所が行っている少年の抱える問題性の発見と、教育的視点から考えるオーダーメイドの対応といったものができなくなり、基本的に行為責任の大小で矯正プログラムに振り分けるといった制度にしかなりそうにありません。これでは、うまくいっている現行の少年法制の核心的な部分がはずされてしまい、再犯、犯罪が増えかねず、刑事政策的に大きな問題があると考えております。

この問題に関しましては、2年前の時点で日弁連、全弁護士会、全弁護士会連合会で会長声明等を出しておりますが、その後現在に至るまでの議論を見ましても、やはり年齢を引き下げず、維持するより方法はないと考えております。したがって、日弁連としては、やはり少年法の適用年齢引下げには絶対反対という立場でおります。説明としては以上です。

(北川議長)

説明は以上でよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、少年法の問題につきまして、委員の皆さんから御意見等を承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、井田委員。

(井田委員)

御説明ありがとうございました。自民党の議論の経過も付けていただいて、読んでみると、そんなには言っていることは実は変わらないんじゃないのかなという気もしていて、むしろ世の中一般にすごく未成年だということで、手続も甘いし、処罰も甘いみたいな何となく誤解があって、それに対して、いや、そうじゃない、今もっとうなっているんですよということを説明していけば、何となく折り合える話なのかなというような印象を持ちました。

それで、今朝も犯行当時19歳だった少年に対して、20年ぶりに死刑が執行されたということを受けまして、日弁連から会長声明も出ていたようですけども、決してそんなに守られているわけではないし、厳しい重い罪を犯した人については、18歳、19歳で、そういう極刑も待っている。手続的にもむしろ大人になりかけている人に対して処罰、もしくは制裁のメニューが豊富というイメージなのかなと思うんですよね。今ある大人向けの刑事司法ではできない可能性を示しているという点では、すごく豊かな制度を日本は作ってきたと思っているので、そういった辺りをどんどん私の仕事でもあるんですけども、伝えていかなければいけないのかなと思っています。

それが意見ですけども、質問は、今回の適用年齢引下げ問題に関する動きについては、2015年からの動きがあるんですけども、それ以前からもどんどん厳しくなる方向できています。特に私が気になっているのは、やっぱり少年に対して甘いのではないかという意見で、なるほどと思ったのは、被害者の方が、遺族だったり、被害者だったりという人が、たまたま加害者が少年だったというだけで、裁判の手続からすごい疎外されて、ブラックボックスに入ったみたいなことをおっしゃっていたのが、このいただいたチラシの14ページのQ4のところにあります。2000年以降少年法が改正されて、一定の情報の提供があったというふうに随分変わってきているという、

そこに対して、犯罪被害者の人たちや御遺族の人たちというのが、一定の満足を得ていらっしゃるのか。その辺りがどうなんだろうと思ったんですけれども、もし御存知だったら教えてください。

(斎藤幹事)

斎藤です。ありがとうございます。2年前にもお話しさせていただきました。おっしゃるとおり、被害者の声が強くて、2000年以降厳罰化という流れが強くなりまして、どんどん少年法が変わっていきました。その結果、被害者に対しては、記録の閲覧や、審判廷に出席ができたり、いろいろ意見を述べられるような制度ができて、相当被害者の方の要求に応じた法改正が進んでいます。そういう意味では、特に重大な被害を受けた方々に対して、制度の改革がなされていると思います。この事実をきちんと多くの人に知ってもらいたいと思いますし、被害者の方も一定程度の理解が進んできていると思います。今回の年齢引下げ問題で影響が大きいのは、18、19歳で軽い事件を起こした人がどう扱われるかが決定的に変わってくるところです。軽い、万引きや自転車窃盗などは、成人であれば起訴猶予という形で何の手当てもなされずに社会に戻されています。そういう18、19歳が出てくることについて私どもは心配しています。行為としては軽いけれど、その後ろに様々な背景があって、家庭の問題だとか、虐待を受けているとか、学校の中でいじめを受けているとか、いろんな背景があります。そういう少年に対する手当てができなくなることで再犯が増えることが、大変問題だと私どもは言っているわけですね。

そういう意味で、年齢を下げることで生じる影響について被害者の方が実情を知れば、少年法の年齢引下げ反対についてそんなに大きな抵抗をすることは思えないのです。今回の改正について言うと、被害者がそれほど大きな反対の意見を上げるかということ、必ずしもそうではないと思っています。それは被害者の方にも理解していただけるかなと思っています。

(湯浅委員)

関連してなので。もし、そうであれば、ぜひ被害者の方がこういうことを求めているというのが、御本人の声として、このパンフレットのかなり前のほうに載っていることが望ましいかなと。やっぱりどうしても普通に生きてきた、何も悪くない人が、ある日突然大きなダメージを受けて、それがたまたま19歳だったから手厚くされている。手厚くされるのはいいことだということ。だけど、その手厚くされることが気にくわないというのが、今回の大きな世論の背景だと思いますので、私結論は賛成なんです。賛成だからこそ、その被害者の方たちのむしろ再犯率とか、いろんなことを考えると、今回はそうしたことが守れる方が、むしろ次に被害を受ける子が減るとか、それはやっぱり皆さんがこう思っているということ以上にやっぱり被害者の方が言っているということが、大きな説得力を持つので、そういう方はおられないのですかね。

(斎藤幹事)

いないということはありません。そういうことをおっしゃっている方もいらっしゃいます。

(湯浅委員)

そうなんですか。

(斎藤幹事)

それはいらっしゃいます。被害者の方もいろんな方がいらっしゃいますので、今回のように少年法の年齢を下げた方がいいとは必ずしも思っておりませんという風に明言される方もいます。新たな被害者を生まないという観点で、今の少年法というのがそれなりに機能しているということを確認してくれる面もあります。私も被害者の方に対しての手当て、法制度が完全だとは思っていません。もっともっと手当てをすべきだと考えています。経済的な支援もありますし、法的支援、心理的な支援もあります。そこはもっと進めるべきだと思っています。だから、双方がウィン・ウィンの関係になる。そういう法制度が望ましいと思っておりますので、そこは強調しているところです。

(湯浅委員)

全くそのとおりだと思うので、ぜひ見せ方として、今おっしゃったように、そういう方がおられるのであれば、この4番の関係者の声の中に、ぜひそういう方の声こそ入ってなければ、何か反対しそうな人たちが反対していても、驚きはないですね。賛成してもおかしくないような方が、これは慎重に考えるべきだということこそ、世論に訴えると思うので、ぜひそういう方がおられるのであれば、かなり前の方に持ってきて、ぜひ御発言いただくのがよろしいのではないかと思います。

(斎藤幹事)

ありがとうございます。

(北川議長)

どうぞ。

(松永委員)

2年前のときは日弁連の見解がよく理解できたのですが、そのときとの違いでは、選挙権が18歳に繰り下げられたことが大きいと思います。ここに書いてあるように、目的が違うんだということをもう少しアピールしていただかないと、一般の人からすると、選挙権の18歳に揃える方がいいというのが普通の感覚だと思います。

(斎藤幹事)

おっしゃるとおりですね。民法の成年年齢の引下げという動きが事実上影響を与えることとなります。しかし、少年法の年齢は全然別な問題です。法律の目的が違いますから、全然別な問題なのですけれど、何となく民法の成人年齢が下がったんだからという議論になりかねません。それは非常に私も警戒しています。

自民党は、国法上の統一ということを言われたんですけど、議論しているとやっぱり統一というわけにいかないなということがあって、例えば飲酒、喫煙の関係では、年齢を下げようという議論が出たときに、健康の問題に関わるから引下げはやめて維持するということになりました。やっぱり無理があるんですね。そこをもっと訴えていくということが大事だと思っています。

(加藤副会長)

公営ギャンブルも年齢を下げないという話がありましたね。

(北川議長)

中川委員さん。

(中川委員)

ちょっと意見が違ふかもしれないんですけども、その若年非行者に対して、非常に丁寧な保護観察なり矯正処置をとるというのは、私もよくわかりますし、それだけまだ国の余裕があるんだなということも感じまして、これは軽々にやめるべきではないという風には思っております。

けれども、一方において、だんだん人口が減っていく問題とか、それから国際間の競争が劣化していくというようなマクロ的なことを考えますと、やっぱり若年者の社会的独立というか、若年者ができるだけ早い段階で社会的に独立していく。つまり、自己判断ができる。自己責任を持つことができるというような社会を作っていくということも、大切だと思います。

また、さっきお話のように、政治的判断、選挙権ですよ。18歳でやりなさいということを行っている以上は、刑罰、刑事責任の面でも多少引き下げても、それはそんなに違和感はないと。他の民事責任の問題も、そこに揃っていこうとしているわけですから、そんなに違和感はないように私は思うんですね。これはちょっと長期的、マクロ的な見方になると思います。

そうしますと、どっちがいいかと言われるとこれなかなか難しい問題で、そう簡単には結論が出ないと思うんですけども、一つの考え方として、一部の国ではやっているようですけども、いわゆる若年非行者の矯正プログラムを今よりも少し変えて、若年というのを18歳、19歳に限っていますよね。今の議論はそこへ集中していますけれど、そうじゃなくて、統計的に見ても、大体24歳ぐらいまでは更生率が高いという統計もあるわけですから、若年非行者の範囲を例えば18歳から24、25歳までに広げて、その人たちに対する特別の矯正プログラムというものを矯正施設なりにつくるという考え方もあるのではないかと思いますよね。

大変これは難しい。様々な議論があるし、お金の面、それから人の面、いろいろあります。ありますけれども、やっぱりその二つのニーズをマッチングさせる一つの方法じゃないかなと思っておりまして、そういう議論、これじゃないといけないというのではなくて、こういう柔軟な考え方というものをやる余地というのではないのでしょうかね。

(斎藤幹事)

よくわかります。民法の年齢引下げの議論の中には、もっと若い人でも社会において、いろいろなチャレンジができるように、自らがベンチャー企業など何でも立ち上げられるように、そういうチャンスを与えるという面があるのではという意見があります。自立を促すという面があるのではないかとということで民法の引下げ論は出てきていると思います。

それはそれでわかりますが、問題は、いろいろな環境のハンディや資質上の問題を抱えていて、自立できない子がたくさんいて、現実にそういう少年たちが事件を起こしてしまっているという実態があるということです。そういう場面でどう考えるかというのが、この少年法のレベルの問題なんです。



つまり、親離れもできないような18、19歳が結構いるという状況の中で、その人たちが事件を起こさないようにするにはどうしたらいいかという場面を考えたのが、少年法です。ですから、場面によって年齢の問題は考えなければいけないと私も考えています。そして、20歳、21歳、22歳、23歳の若年犯罪者においても、立ち直りの機会を与えるというのは、当然大事だと思っております。20歳、21歳、22歳、23歳あるいは24歳に対して、刑事法制の改革が必要だと思っております。

しかし、今の少年法の適用年齢を下げる必要はないだろうということです。今の法制度の方が18、19歳の立ち直りにとってはプラスだということはみんな認めています。そういう現行法制をわざわざ変えて年齢を引き下げ、今の極めて不十分な成人の刑事法制の対象にしていいいのでしょうかという問題意識です。

つまり、現時点で機能していて、再犯防止に効果を上げている少年法の現行制度は維持しつつ、20歳、21歳、22歳、23歳、24歳の若年者に対しての今の刑事制度法制を変える。そういう変更はあり得ると思っております。

ヨーロッパでは、少年法制度が再犯防止に非常に有効だということがわかってきていますので、むしろ少年法の適用年齢を引き上げようという議論になっています。ドイツは、ずっと前からそうですが、民法の成人年齢は18歳だが、少年法は21歳であり、そして今議論されているのは、24歳まで上げようではないかという議論も出ています。オーストリアとか、スウェーデン、そういう国も同様の動きがあるわけです。

つまり、こうしたヨーロッパの議論を見るならば、今の日本の少年法の適用年齢を下げることはないだろうというのが、日弁連の考えです。

(中川委員)

じゃあ僕の誤解かな。ドイツなんかは若年犯罪者という新しい概念を作って、18歳から二十何歳までかな、その人たちに対する特別の矯正プログラムというもので処遇しようとしていると理解していたんですけれども。

(斎藤幹事)

ドイツでは、少年刑法が21歳までは適用になっています。ドイツの少年裁判所裁判官・調査官組合のメンバーは、24歳まで年齢を引き上げる議論をしています。

(中川委員)

いずれにせよ、しかし、あんまり差がないように思うんですけれどもね。何か、そういう特別なものを若年犯罪者に及ぼしていこうという考え方をとれば、本当に18歳、19歳を全く別のものとして固執しなければいけないかどうかという点について、ちょっとそこは何とでも工夫の仕方があるような気もせんでもないんですけれどもね。

(斎藤幹事)

若年成人に対して今の少年法に匹敵するか、それ以上のものはできないのではないかと思います。

(中川委員)

わかりますよ。僕は細かいことはわからないので。

(斎藤幹事)

今の少年法制に代わるものは、難しいのではないかというのが日弁連の考えです。

(北川議長)

私に与えられたのは5時までですから、時間の延長をお許しいただいて、委員さんの方から。

(河野委員)

先ほど湯浅さんがおっしゃっていたことに私も共感していて、世の中にはいろいろな立場から見ると、いろいろな見え方があると思うんです。ですから、今回の少年法の成人年齢の引下げには反対ですという主張に関しては、私も確かに共感するところがありますが、立場が違えば、やはりまた先ほど井田さんがおっしゃったような御意見があるというのも確かだと思います。

重要なのは、選挙権が付与されたということと同様に、社会の担い手として真に自立できるように、世の中全体で支えるということが18歳、19歳の方には必要だと思っています。

そのためには、やはり個人としての権利と義務を学ぶ教育みたいなものが絶対に必要で、今回は、成年であれば刑罰に処せられ、そして少年法で、つまり20歳未満であれば、教育という形で対応されるということで、大きな目的は再犯防止であり、公正性の確保ということで、それは確かにそうだと思うのですが、あくまでもこの話というのは、事後の教育の話ですよ。

では、事前には何も方策を持たないのかと思うわけです。ぜひとも日弁連の皆様には、こうなる前への対応を示していただきたい。ここにいっぱい書かれていますが、非行少年たちは、多くが生育環境や資質・能力にハンディを抱えている、それは後でわかったことですが、あくまでも予見性があることであって、現実そうであるとすると、やはり社会に出て、一人前の自立する大人として、事前にどのような法教育をするのか、そのあたりにもやはりこういう論旨を展開するときにはコミットしていただければ、もっともっと考え方がしっかりしたものになると思うんですね。

今、現状こうだから、これにはこうだから反対ですという形だと、やはりいろいろな立場の人に見られたときに、ちょっと弱いのではないかと思います。

私も振り返ってみまして、受験のために権利などの勉強をしましたけれども、社会に生きていくための知恵としての法律を学んだ記憶はありません。もし本当に民法で成年年齢が18歳になったときには、契約では、もう未成年者取消権がなくなってしまうから、事前の法教育がなければ大変なことになるのではないかと思います。

それも含めて、少年法も絡めて、事前の教育体系のあり方みたいところに、しっかりと意見を出されていくというのが、やはりまずは前提として重要ではないかなという感じはしました。

もう1点気になったのは、子どもの権利条約では、18歳と言っていると思うので、そういう国際整合性みたいなものをどう考えてらっしゃるのか、ちょっと教えていただければと思っています。

私も、この考え方に反対ではありませんが、やはりいろいろな人から見られたときに、論旨を強

くするという意味で、多面的なアプローチが必要ではないかと思いました。

(齋藤幹事)

国連子どもの権利条約では確かに18歳と書いてありますけれども、具体的な国連の子どもの権利委員会の勧告や見解を調べますと、各国においてそれぞれが子どもの年齢というのを規定してよろしいとなっています。逆に少年法の適用を日本が20歳になるまで認めているということについては、評価すると国連子どもの権利委員会は言っています。

それから、あくまでも事後的にいろいろな手当てをするよりも、事前に手を打てないかという御意見はごもつともで、まさに家庭教育と学校教育、それから様々な家庭支援、福祉の問題ですね。医療、様々な障害のある子どもに対する手当てもあるでしょう。そういうものがどこまで社会的に広がっているのかどうかという意味では、最高の刑事政策は、何よりも社会政策であるというリストの言葉がありますけれども、社会的施策がどこまで保障されているかというところが、本当の意味での根本的な再犯防止対策だと私も思います。

(北川議長)

よろしいですか。

(フット委員)

反対する理由はよくわかりますが、いまだに適用年齢引下げを求めている側の原動力となっているのは、どこなのかということですが、これは被害者運動だろうと思っていました。先ほどの説明では、その一部にはそういう声がありますけれども、決してその被害者運動全体ではそういう意見ではないという話ですが、そうだとすれば、その原動力は何なのでしょう。

(齋藤幹事)

そこは本当に悩ましいところです。家庭裁判所では、成年後見制度等の事件が多くなって、忙しくなっているようです。幸いにして、少年事件は減っていますから、家裁は回っていますが。現状は成人の刑事事件も減っています。検察庁は、若干手が余っているのか、戦前の少年法がそうであったように18、19歳の事件を検察官が基本的に担うという動きがあるようにも思われます。

(フット委員)

生々しい話ですね。

## 第57回市民会議日程について

(北川議員)

それでは、よろしいですか。時間が迫っておりますので、本日の会議はこれで終わりたいと思いますが、次回開催につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。平成30年3月7日が、現段階で委員さん8名の方が参加可能なので、この日に行いたいと思っております。時間は、午後3時30分から午後5時30分に開催させていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

他に委員さん、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、松永真理委員さんが任期満了に伴って、御退任の御意向ということでございますので、よろしければ御挨拶をどうぞ。

(松永委員)

裁判員制度ができるときに就任しましたので、多分10年以上、10年ぐらいなっていると思います。2004年に決まって、2009年に裁判員制度が始まるから、もう本当にこれが市民に納得してもらえるだろうか、来てもらえるだろうか、議論していたのを大変よく覚えています。

そのころから考えると、すごくスムーズにいったのを覚えていまして、だからそういう意味では、やはり時間をかけて議論をしたことが本当によかったなど、そういう意味で言うと、この10年というのはもう何かたくさん案件がありすぎて、ちょっと時間をかけられなくなった、気がつくともうすぐに決定しなければいけないというようなことなので、できるだけ早めの起案をして、少し長く議論するということが必要かなと思いました。最後にすみません。どうもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、本日本日予定しておりました審議を終了させていただきます。

なお、本日閉会をした後、6時半から日比谷松本楼3階の蘭の間で懇親会を開催いたしますので、御出席の回答をお寄せいただいている皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げて、これで、事務方のほう終わらせていただいでよろしいですか。

(道事務次長)

ありがとうございます。懇親会は御案内のとおりでございます、御一緒に参ることもできます。歩いてすぐでございますので、御参集いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

## 6 閉会

(北川議長)

それでは、本日はどうもありがとうございました。(了)